

## 持続可能な地域社会プログラム連続セミナー#2

本セミナーは、持続可能な地域社会を創造していく上で必要な官民間のパートナーシップのあり方と公民連携の実践を学ぶことを目的に、国、自治体、民間企業から講師をお招きして、全5回にわたり開催してまいりました。第2回目は成果連動型民間委託契約方式(PFS)について、内閣府から石田 直美様をお招きして「成果連動型民間委託契約方式(PFS)による事業について」と題して講演を行なっていただきました。

2021.07.20

内閣府 成果連動型事業推進室

成果連動型事業推進室参事官 石田直美様

### 成果連動型民間委託契約方式(PFS)による事業について

初めにそもそも「成果連動型民間委託」とは何かについて解説をしていただきました。従来型の委託事業契約は行政が仕様（業務の目的や細則など）を決めて受託者に渡し、受託者は仕様書に則り業務を実施することで成果に関わらず予め定められた対価を受け取る単年度の契約です。それに対して成果連動型民間委託契約方式（PFS（Pay For Success）事業方式）では達成すべき成果指標は指定するが、事業の実施方法は民間事業者に一定の裁量が付与されます。民間事業者は一定の裁量の中で当初の成果指標値の達成・改善を目指し、結果に連動して対価を受け取るというものです。期間は単年度ではなく複数年の契約が望ましいとされています。

この契約の利益は民間事業者の創意工夫による行政サービス効果の向上という面はもちろんですが、従来方式では成果が出なかったとしても支出を余儀なくされていた「無駄な」事業費を削減できることにあります。

PFS 方式における「成果指標」の考え方も従来とは異なります。従来方式であればアウトプット、即ち何回行ったか、どのような取り組みを行ったかが問われるものでしたが、PFS 方式では中長期のアウトカム、即ちアウトプット（行動の頻度や水準）がもたらした「状況の変化」「便益の程度の変化」とされている点が大きく異なります。

具体的な例としては、医療・健康分野において「保健指導の実施回数（アウトプット）」ではなく「健診等の受診率（働きかけ対象の行動変化＝アウトカム）」などのようなものです。やったかどうかではなくやった結果何が起こったか（起こしたか）が問われるということです。

お話の中でさらに新しい言葉も聞きました。ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)という言葉です。SIB とは行政サービス事業の実施受託者が必要な資金を金融機関等の資金提供者から調達し事業を開始した上で、事業実施後に成果に応じて行政から受託費用を受け取り、受け取った受託費用から資金提供者に資金を償還するというものです。こうしたこともあり SIB を用いた PFS 事業では成果連動リスクの大きな事業の実施が可能となること、成果連動リスクを負うことが難しい中小企業等が事業に参画することが可能になることが利点とされています。

PFS 事業の具体例についても複数事例のお話しがありました。八王子市大腸がん検診・精密検査受診率向上事業、神戸市糖尿病性腎症等重症化予防事業、堺市 介護予防「あ・し・た」プロジェクトと医療・健康分野で既に顕著な導入事例があることがわかりました。

これら PFS 事業では、事業実施者にとっては事業の結果（成果指標値の改善状況）がよいほど委託費が増えるというインセンティブが働き高い成果を目指すことになり、地域住民にとってもより良い行政サービスを受けることができ、行政にとっても効率的な行政サービス提供（ワイズスペンディング、賢い支出）を実現することができます。

国内における PFS 事業の導入は 2012 年以降現在までで 75 件です。最も導入が多かったのは 2019 年でした。今後、さらなる活用拡大を推進するため、令和 2 年 3 月、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係省庁連絡会議 決定）により方針が示され、令和 4 年度末において重点 3 分野（医療・健康、介護、再犯防止）での PFS 事業を実施地方公共団体等の数を 100 団体以上とするという目標も示されました。

数値目標だけではなく、直営事業又は従来型の委託等による既存事業でも「期待する成果が出ていない」と判断される事業について、PFS 事業への切り替えを積極的に検討することが望ましいという方針が示されていることから、今後ますます PFS 事業の導入が進むことが期待されます。